

南矢田地区『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	矢田町 (南矢田集落)	令和3年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	21.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.5 ha
③後継者のいる農業者の耕作面積の合計	3.9 ha
④後継者のいない農業者の耕作面積の合計	9.6 ha
i うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.9 ha
ii うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	5.6 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1 ha
(備考) 集落内では主に水稻が栽培されている。	

2 対象地区的課題

南矢田集落は、以前は専業農家の集落で、水稻栽培に加えて露地野菜（キュウリ、ナス、エンドウ）が盛んに栽培されており、冬場は水稻の裏作として、小麦が栽培されていた。その後農業者の高齢化や後継者の兼業化により、現在では以前からの専業農家は数戸となり、水稻のみ栽培する兼業農家や、リタイヤして水稻を栽培している農家が殆どとなっている。近年就農した、認定新規就農者が1人いるものの、担い手不足は大変深刻な状態であり、集落内での認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる担い手の育成と、集落外からの受け入れも検討しながら中心的経営体を増やしていくことが、早急な課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

◆基本方針

- ・集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。
- ・分散している農地を集積・集約化することにより、担い手が営農しやすくする。

◆具体的な活動

- ・集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- ・落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなる農地については、農地バンクに集約化していく。

◆担い手確保と農地の調整

- ・集落内において、農地を管理するための営農組織作をつくり、農地を管理していくことも検討する。
- ・集落外からの担い手を受け入れることも視野に入れ、水管理や畦草刈り等の水田管理体制を検討する。
- ・集落内において、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(a) (地区内経営面積)	経営作目	経営面積(a)	農業を営む範囲
認新		イチゴ・メロン トウモロコシ その他野菜	27	イチゴ・メロン トウモロコシ その他野菜	13	矢田町

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

集落内において後継者がいる農家は3割で、後継者のいない農家が7割を占める。

農家の高齢化と後継者不足や土地持ち非農家が増えていることから、地区内の農地を管理する営農組織を検討し、地区で取り決めたルールに基づき、分散圃場の解消や担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行う。

また、営農環境を改善するため、農地区画の整理・拡大、不整形・小規模水田の解消、水路・農道等整備など基盤整備を検討する。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに、中心経営体に位置づける認定農業者・認定新規就農者を増やし、また、集落内における農地保全の営農組織等も視野に入れながら、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。

○今後の検討課題

- ①農地の集積・集約化を図り、担い手に農地を託すための協議の実施。
- ②集落営農組織により、農地の管理と調整の実施。
- ③10年後を見越して、集落内での中心経営体の育成及び集落外からの担い手の受け入れの検討。